令和３年第１２回定例教育委員会会議

開催日時　令和３年１２月２３日（木）
午後１時３０分
場　　所　難波田城資料館　講座室

議　　題

日程第一　　議事事項
議案第３９号　教育委員会職員の人事について
議案第４０号　令和４年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の採択について

日程第二　　報告事項
（１）専決処理の報告について（教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。）
（２）令和３年１２月定例市議会の報告について
（３）富士見市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について
（４）富士見市立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の制定等について
（５）富士見市立学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正について

その他　　○教育行政方針及び重点施策に基づく進捗状況の報告
（１）令和３年度第９期子ども大学☆ふじみ事業実施報告について
（２）女子栄養大学とのコラボ給食提供について
○イベント案内等
（１）令和４年富士見市成人式典について
（２）第３５回富士見市地域・自治シンポジウムについて
（３）富士見新春太鼓まつりについて
（４）南畑ふれあい劇場について
（５）文化講演会「落語を楽しむ」について

議 案 第 ４ ０ 号

令和４年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の採択について

令和４年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書について、別添のとおり採択する。

令和３年１２月２３日提出

富 士 見 市 教 育 委 員 会
教育長　山　口　武　士

提 案 理 由

富士見特別支援学校の令和４年度使用教科用図書について、絶版や在庫不足等の理由により、一部一般図書の供給に応じられないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第６号の規定により、この案を提出します。

選定結果

1　供給不能な図書

（1）小学部

○一般図書（3 点）

種目	発行者 (略称)	書　名	理由
書写	ポプラ社	音の出る知育絵本４　こえでおぼえるあいうえおのほん	品切れ
音楽	ポプラ社	おととあそぼうシリーズ７　ドン！ドコ！ドン！たいこ	品切れ
	ポプラ社	おととあそぼうシリーズ 39　じぶんでひけたよ！メロディーピアノえほん	品切れ

2　選定変更後の図書

（1）小学部

○一般図書（3 点）

種目	発行者 (略称)	書　名
書写	あかね書房	あかね書房の学習えほん　あそぼうあそぼう　あいうえお
音楽	ひかりのくに	あそびうたのほん CD つき
	ひかりのくに	手あそび指あそび歌あそびブック１

報告事項（１）資料

専　決　処　理　の　報　告　に　つ　い　て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和５０年教委規則第３号）第２条第２項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第３項の規定により報告する。

記

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

１　市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

２　富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和３年１２月２３日提出

富士見市教育委員会
教育長　山　口　武　士

専　　決　　処　　理　　書

次の条例案を了承することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和５０年教委規則第３号）第２条第２項の規定により専決処理する。

１　条例案名

（１）市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（２）富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

２　改正内容

別紙のとおり

３　専決処理の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取について、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ委員会を招集するいとまがなかったため。

４　意見の内容

「市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例」は、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえた改正であること、また「富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」は、令和３年人事院勧告等に伴い改正するものであることから、異議ない旨を回答した。

令和３年１１月２９日

富士見市教育委員会

教育長　山　口　武　士

主な改正内容

1　市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

区分	令和３年度 期末手当	令和４年度以降 期末手当
６月期	1.95 月 （支給済み）	1.875 月
１２月期	1.80 月 （△0.15 月）	1.875 月
合計月数	3.90 月⇒3.75 月	3.75 月
内容	期末手当の支給月数 （割合）の変更	期末手当の支給月数 （割合）の均等化

2　富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

区分	令和３年度　期末手当		令和４年度以降　期末手当	
	一般職	再任用等	一般職	再任用等
６月期	1.275 月 （支給済み）	0.725 月 （支給済み）	1.20 月	0.675 月
１２月期	1.125 月 （△0.15 月）	0.625 月 （△0.1 月）	1.20 月	0.675 月
合計月数	2.55 月⇒ 2.40 月	1.45 月⇒ 1.35 月	2.40 月	1.35 月
期末勤勉 合計	4.45 月⇒ 4.30 月	2.35 月⇒ 2.25 月	4.30 月	2.25 月
内容	期末手当の支給月数 （割合）の変更		期末手当の支給月数 （割合）の均等化	

※任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、対象者がいないため省略

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和４４年条例１４号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４４年条例第１３号）新旧対照表

第１条関係　市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１９５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

第２条関係　市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１８７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１８０　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

第３条関係　富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１９５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

第４条関係　富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１８７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１８０　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

（施行日）

第１条関係及び第３条関係　令和３年１２月１日

第２条関係及び第４条関係　令和４年　４月１日

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３１年条例第７号）及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２１年条例第４号）新旧対照表

第１条関係　富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

新	旧
（期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１１２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　（略）	（期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略）

第２条関係　富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

新	旧
（期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０　　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０　　」とあるのは「１００分の６７．５」とする。 ４～６　（略）	（期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１１２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　（略）

第３条関係　富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

新	旧
（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第１０条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条第２項の適用については、同項中「１００分の１１２．５」とあるのは、「１００分の１５７．５」とする。 ３及び４　（略）	（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第１０条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条第２項の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の１６７．５」とする。 ３及び４　（略）

第４条関係　富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

新	旧
（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第１０条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条第２項の適用については、同項中「１００分の１２０　　」とあるのは、「１００分の１６２．５」とする。 ３及び４　（略）	（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第１０条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条第２項の適用については、同項中「１００分の１１２．５」とあるのは、「１００分の１５７．５」とする。 ３及び４　（略）

（施行日）

第１条関係及び第３条関係　令和３年１２月１日

第２条関係及び第４条関係　令和４年　４月１日

報告事項（２）資料

令和３年１２月定例市議会の報告について

１　教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

（１）市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（２）富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（３）令和３年度富士見市一般会計補正予算（第９号）

《概要》

・発掘調査に使用する重機使用料を増額するもの
・学校のオンライン学習に係る著作権使用料を支払うもの
・東京2020オリンピックの学校連携観戦チケット代を減額するもの
・令和４年度予定工事に係る債務負担行為を設定するもの

２　教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《尾崎　孝好　議員》

１．教育環境の充実に向けて

（１）学校施設の点検状況は

（２）施設の維持管理・修繕に対する考え方は

《木村　邦憲　議員》

１．アスベスト対策について

（１）市が行ってきた市内学校施設のアスベスト調査の概要と結果について

（２）全ての市内学校施設のアスベスト使用状況を市民に公表すべきと考えるが市の見解は

《川畑　勝弘　議員》

１．つるせ台小学校のＰＦＩ事業について

（１）２００７年に、市立鶴瀬西小学校と市立上沢小学校を統合し、一体の新設として整備及び維持管理・運営をＰＦＩ事業で実施した。この間、つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館のＰＦＩ事業での維持管理費の収支が全く見えない。そこで、２０２３年で契約が終わることから、検証し、直営で行うべきと考えるが、市の見解を伺う

《田中　栄志　議員》

１．学びをはぐくむ環境整備について

（１）学びをはぐくむ環境の現状と課題について

《勝山　祥　議員》
１．持続可能な社会に向けて
（１）市役所などの公共施設及び学校にマイボトルの給水スポットを設置しては

生涯学習課
《篠田　剛　議員》
１．より良いまちづくりに向けて
（１）中央図書館のからくり時計塔について

学校教育課
《佐野　正幸　議員》
１．学校環境について
（１）学校と保護者等との連絡・情報共有にＩＣＴの活用を

《関野　兼太郎　議員》
１．アフターコロナへの対応について
（１）学校教育現場での対応について変化は

《根岸　操　議員》
１．新型コロナウイルス関連対策について
（１）感染症対策を振り返って
①これまでの対応と反省点は
２．スポーツ振興について
（１）市内におけるスポーツ活動について
①部活動の状況は
３．交通安全対策について
（１）事故防止対策について
①自転車の運転マナーについて

《篠原　通裕　議員》
１．児童の安全対策について
（１）在校時の災害対策について
（２）通学時の災害対策について
（３）通学路の更なる交通安全対策について

《寺田　玲　議員》
１．子育て施策の拡充について
（１）就学援助制度について
①コロナ禍における就学援助制度の申請数と利用状況は

②学校教育法第１９条に定められている就学援助の補助対象品目であるクラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費を追加し支援を

《小川　匠　議員》

１．教育行政について

（１）性差に捉われない制服の導入及び検討状況は

（２）校則について

（３）教材費など教育費の保護者負担の現状は

（４）主権者教育について

教育相談室

《勝山　祥　議員》

１．共生社会の実現に向けて

（１）インクルーシブ教育（障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること）への取組は

（２）障がいのある子どもへの支援において課題は

《加賀　奈々恵　議員》

１．学校に行けない・行かない子どもへの支援の充実を

（１）適応指導教室の施設、環境の充実を

（２）タブレットの活用を

（３）スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの充実を

（４）臨床心理士による相談体制の充実を

鶴瀬公民館

《佐野　正幸　議員》

１．公共施設について

（１）公民館・交流センター等の予約方法の改善を

（２）キラリふじみや鶴瀬コミュニティセンターのホールからネット配信できる環境の整備を

《勝山　祥　議員》

１．持続可能な社会に向けて

（１）市役所などの公共施設及び学校にマイボトルの給水スポットを設置しては

学校給食センター

《川畑　勝弘　議員》

１．学校給食センターの運営について

（１）市は、技能労務職員の退職補充を行わないとの考えのもと、民間委託を行

うこととしている。民間委託では、営利を求めることから人件費の削減などで官製ワーキングプアとなる。直営で行うべき。市の見解を伺う

報告事項（３）資料

富士見市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、富士見市立学校（以下「学校」という。）における人事行政の公正の確保、職員（非常勤職員及び会計年度任用職員を含む）、児童生徒及び児童生徒の保護者、市民、関係業者等（以下「関係者」という。）の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を図るものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員、児童生徒及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに児童生徒及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動

(2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題

セクシュアル・ハラスメントのため職員の職務遂行上又は児童生徒の修学上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、職員が職務遂行上の又は児童生徒が修学上の不利益を受けること

（校長の責務）

第３条　校長は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないよう配慮すること

(3) セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと

（職員の責務）

第４条　職員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

２　職員は、次条第１項の富士見市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

（職員の認識すべき事項）

第５条　教育長は、セクシュアル・ハラスメントを防止しセクシュアル・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について定めるものとする。

２　校長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

（研修の実施）

第６条　教育長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

２　校長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、前条第１項の教育長が定めるものを踏まえ、必要に応じて職場研修を実施するものとする。

（苦情相談への対応）

第７条　校長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員、児童生徒及び関係者からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会（以下「校内の相談員等」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。

２　職員は、校内の相談員等に対して苦情相談を行うほか、校内の相談員等を通じて富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の相談員に対して苦情相談を行うことができる。

３　教育委員会に総括相談員及び相談員を置く。

(1) 総括相談員は、教育部学校教育課長をもって充てる。

(2) 相談員は、総括相談員が指名する者をもって充てる。

(3) 相談員は、総括相談員の指示のもとに、各学校における相談員等に対し、必要に応じて助言等を行う。

４　苦情相談を受ける校内の相談員等並びに教育委員会の総括相談員及び相談員は、教育長が苦情相談への対応について定める事項に十分留意の上、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。

（懲戒処分等）

第８条　教育長は、職員によるセクシュアル・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。

報告事項（４）資料

富士見市立学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「マタニティ・ハラスメント等」という。）の防止及び排除並びにマタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員の人格が尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「マタニティ・ハラスメント等」とは、職場における次に掲げるものをいう。

(1) 職員に対する次のいずれかに掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ア　妊娠したこと。

イ　出産したこと。

ウ　妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

(2) 職員に対する次のいずれかに掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ア　出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年埼玉県教育委員会規則第９号。以下「規則」という。）第１２条第１項第１号）

イ　通院休暇（規則第１２条第１項第２号）

ウ　通勤緩和休暇（規則第１２条第１項第３号）

エ　妊娠障害休暇（規則第１２条第１項第４号）

オ　出産補助休暇（規則第１２条第１項第１８号）

カ　アからオまでに掲げるもののほか、妊娠又は出産に関する制度又は措置

(3) 職員に対する次のいずれかに掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により、当該職員の勤務環境が害されること。

ア　育児休業、育児短時間勤務及び部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項、第１０条第１項及び第１９条第１項）

イ　勤務時間の弾力的な割振り（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年埼玉県条例第２８号。以下「条例」という。）第４条第２項及び第３項）

ウ　深夜勤務又は時間外勤務の制限、免除（条例第９条第１項、第２項又は第４項）

エ　育児休暇（規則第１２条第１項第５号）

オ　子育て休暇（規則第１２条第１項第６号）

カ　男性職員の育児参加のための休暇（規則第１２条第１項第１９号）

キ　アからカまでに掲げるもののほか、育児に関する制度又は措置

(4) 職員に対する次のいずれかに掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ア　勤務時間の弾力的な割振り（条例第４条第２項及び第３項）

イ　介護休暇（条例第１７条）

ウ　介護時間（条例第１７条の２）

エ　深夜勤務又は時間外勤務の制限、免除（条例第９条第３項又は第５項）

オ　短期介護休暇（規則第１２条第１項第８号）

カ　アからオまでに掲げるもののほか、介護に関する制度又は措置

（校長の責務）

第３条　校長は、職員がその能率を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、マタニティ・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。また、マタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　校長は、マタニティ・ハラスメント等に関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他マタニティ・ハラスメント等に対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

（職員の責務）

第４条　職員は、マタニティ・ハラスメント等をしてはならない。

２　職員は、次条第１項の富士見市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

３　教頭は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、マタニティ・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。また、マタニティ・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（職員の認識すべき事項）

第５条　教育長は、マタニティ・ハラスメント等を防止しマタニティ・ハラスメント等に関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について定めるものとする。

２　校長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

（研修の実施）

第６条　教育長は、マタニティ・ハラスメント等の防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

２　校長は、マタニティ・ハラスメント等の防止等を図るため、前条第１項の教育長が定めるものを踏まえ、必要に応じて職場研修を実施するものとする。

（苦情相談への対応）

第７条　校長は、マタニティ・ハラスメント等に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会（以下「校内の相談員等」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。

２　職員は、校内の相談員等に対して苦情相談を行うほか、校内の相談員等を通じて富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の相談員に対して苦情相談を行うことができる。

３　苦情相談を受ける校内の相談員等及び教育委員会の相談員は、教育長が苦情相談への対応について定める事項に十分留意の上、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。

（懲戒処分等）

第８条　教育長は、職員によるマタニティ・ハラスメント等の態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、マタニティ・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。

報告事項（５）資料

富士見市立学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成２３年教育委員会告示第７－２号）新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条　この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。	（定義） 第２条　この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務上の権限や地位等を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動をいう。
（校長の責務） 第３条　校長は、職員がその能率を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。	（校長の責務） 第３条　校長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、職員に対しては日常の指導等により、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、パワー・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。
２　校長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。	（新設）
（職員の責務） 第４条　職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。	（職員の責務） 第４条　職員は、次条第１項の富士見市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の定めるところに従い、パワー・ハラスメントの防止に努めな

	ければならない。
２　職員は、次条第１項の富士見市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。	２　教頭等は、良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対応しなければならない。
３　教頭は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。	（新設）
（職員の認識すべき事項）	（職員の認識すべき事項）
第５条　教育長は、パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について定めるものとする。	第５条　教育長は、パワー・ハラスメントを防止するために職員が認識すべき事項及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について定めるものとする。
２　校長は、職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。	２　校長は、職員に対し、前項の教育長が定めるものの周知徹底を図らなければならない。
（研修の実施）	（研修の実施）
第６条　教育長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。	第６条　教育長は、パワー・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するものとする。
２　（略）	２　（略）
（苦情相談への対応）	（苦情相談への対応）
第７条　校長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会（以下「校内の相談員	第７条　校長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談が職員からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会

等」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。	を置き、必要な措置を講ずるものとする。
2　職員は、校内の相談員等に対して苦情相談を行うほか、校内の相談員等を通じて富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の相談員に対して苦情相談を行うことができる。	2　職員は、校内の相談員　に対して苦情相談を行うほか、必要に応じて原則として校内の相談員　を通じて富士見市教育委員会学校教育課の相談員（指導主事）　に対して苦情相談を行うことができる。
3　苦情相談を受ける校内の相談員等及び教育委員会の相談員は、教育長が苦情相談への対応について定める事項に十分留意の上、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。	3　苦情相談を受ける校内の相談員及び富士見市教育委員会学校教育課の相談員（指導主事）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、相談員は、教育長が定める苦情相談への対応に関する事項に十分留意しなければならない。
（懲戒処分等）	（懲戒処分等）
第８条　教育長は、職員によるパワー・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等　に該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講じるものとする。	第８条　教育長は、職員のパワー・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講じるものとする。
附　則 この告示は、令和３年１２月１日から施行する。	

令和３年度第９期子ども大学☆ふじみ事業実施報告

１　実施期間　　令和３年１０月１６日（土）・１１月２０日（土）・１２月１１日（土）
２　会　　場　　富士見市立市民総合体育館、富士見市立中央図書館
　　メイジテクノ株式会社（三芳町）、富士見市役所本庁舎会議室
３　対　　象　　富士見市内在住・在学の小学校４年生から６年生
４　入 学 者　　定員３０人（申込５０人）

学年	男	女	合計
４年生	２	４	６
５年生	４	９	１３
６年生	１	１０	１１
合　計	７	２３	３０

５　主　　催　　子ども大学ふじみ実行委員会
６　実施日程

日時	実施場所	講座内容	講師	出席
10.16(土) 14:00～16:00	市民総合体育館 中央図書館	○入学式 ○未来を拓く！図書館学	富士見市立中央図書館 館長とスタッフのみなさん	29 人
11.20(土) 8:50～12:00	メイジテクノ 株式会社 （三芳町）	○のぞいてみよう☆顕微鏡の世界	メイジテクノ株式会社 石口孝貴代表と社員のみなさん	28 人
12.11(土) 10:00～12:30	富士見市役所 本庁舎会議室	○挑戦してみよう☆フラワーアレンジメント ○修了式	花 Miona 主宰 有薗　直美　先生	30 人

７　参加者の声
［１日目］　・いつもは見られない場所が見れて楽しかったです。
　　・図書館の仕事が知れてよかった。
　　・図書館の歴史が心に残った。
［２日目］　・肉眼では見えない世界をみたこと、目に見えない小さい毛などを見たことが楽しかった。
　　・顕微鏡をつくる工程を見れたのが心に残りました。
　　・理科の授業で顕微鏡が難しくて苦手だったけど、今回の子ども大学で好きになりました。
［３日目］　・クリスマスについての話で初めて聞くことが多くて驚きました。
　　・かざりつけや、あまり見ないさわらない花を使ったのが楽しかったです。

【１日目：入学式、未来を拓く！図書館学】

【２日目：のぞいてみよう☆顕微鏡の世界】

【３日目：挑戦してみよう☆フラワーアレンジメント、修了式】

女子栄養大学とのコラボ給食提供について

令和３年度における女子栄養大学と富士見市学校給食センターとの食育連携事業として、「地場産米「彩のきずな」を活用したコラボメニュー」を令和４年１月２８日（金）に市内の全小・中学校の給食で提供します。

１　地場産米「彩のきずな」を活用した学校給食について

現在、東大久保や南畑で作られたブランド米「彩のきずな」を学校給食で提供しています。このことを児童生徒、保護者、学校関係者に知ってもらうため、女子栄養大学とのコラボにより、このブランド米を使った料理を開発・提供し、児童生徒においしく食べてもらうことを考えました。

２　当日のメニュー（小学校、中学校とも同じ）

じゃことかぶの葉ごはん、牛乳、さつまいもと小松菜の味噌汁、鶏肉のかぶトマソースかけ

３　メニューの写真（写真は学生が試作したもの）

メニューで使われている米は、地場産米の「彩のきずな」です。バランスのとれた甘味とうまみ、もっちりとした食感が特徴のコシヒカリに負けないおいしさを持つ米です。

この「彩のきずな」は、令和２年産米において、一般財団法人日本穀物検定協会による食味ランキングで最上級の評価である「特Ａ」にランクされました。この「彩のきずな」は、埼玉県が品種改良を重ね、暑さや病害虫に強い米として開発したものです。米のもっちり感とかぶの葉のしゃきしゃき感がマッチしておいしさを引き立たせるような混ぜご飯になっています。

（写真は白米ですが、学校に配送後、学校で混ぜ合わせます）

令和４年富士見市成人式典

１　日　　程　　令和４年１月１０日（月・祝／成人の日）

２　会　　場　　富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ　〇式典会場　　メインホール

３　主　　催　　富士見市、富士見市教育委員会

４　式典出席　　主催者　市長　副市長　教育長
来　賓　市議会議長　県議会議員

５　次　　第　　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内６中学校区と特別支援学校を３つに分け、３部制で開催する。例年行っている先生方との交流会は行わない。

【第１部】
対　　象　富士見台中学校区、東中学校区、特別支援学校（※参考人数 265 人）
受付時間　午前９時４５分から
式　　典　午前１０時３０分から午前１１時まで

【第２部】
対　　象　本郷中学校区、西中学校区（※参考人数 288 人）
受付時間　正午
式　　典　午後０時４５分から午後１時１５分まで

【第３部】
対　　象　勝瀬中学校区、水谷中学校区（※参考人数 330 人）
受付時間　午後２時１５分から
式　　典　午後３時から午後３時３０分まで
※参考人数は、H28.5.1 時点の学校別生徒数（私立の人数は含まない）

式典内容
（１）開 式 の 辞　＜副市長＞
（２）式　　辞　＜市長＞
（３）来 賓 祝 辞　＜市議会議長・県議会議員＞
（４）祝 電 披 露
（５）新成人の言葉　＜実行委員＞
（６）閉 式 の 辞　＜教育長＞

６　対 象 者　　平成１３年４月２日から平成１４年４月１日までに出生し、富士見市に在住している方（ふじみ野市在住勝瀬中学校卒業生含む）

７　実行委員会　　１２名（市内６中学校から２名ずつ推薦）

８　そ の 他　　国、県からの緊急事態宣言の発令があった場合、令和３年に実施した屋外記念写真撮影スポットの設置等へ変更する。

第 35 回富士見市地域・自治シンポジウム　概要

１．テーマ：「子どもたちにつなぐ まちづくりのバトン」

２．日　時：令和 4 年 2 月 20 日（日）　13：30～15：30

３．会　場：鶴瀬公民館（鶴瀬コミュニティセンター）　ホール・いきいき活動室

４．参加者：定員 100 人（事前予約制・連絡先を確認）

５．趣　旨：

長引くコロナ禍で、人と人が集い、触れ合う機会が失われ、子どもたちを取り巻く環境も変化し、昨年度自殺・不登校の児童・生徒はいずれも過去最多となりました。

今回の地域自治シンポジウムでは、子どもたちがＳＯＳを発信しやすい「地域づくり」、次代を担う子どもたちを地域で育む「まちづくり」について考えます。

なお、過去２回の地域自治シンポジウムでは、ＫＴＴプロジェクト（＊ＫＴＴ＝意味①公民館を徹底的に使い倒そう　②このまちをとことん楽しむ）協力のもと、公民館を核とした地域づくりを考え、コウミンカンカフェ、コウミンカンビアガーデン、コウミンカンリノベーション、コウミンカンマーケットを実現してきました。これらは、公民館を利用する人が少ない、３０歳代～４０歳代の子育て世代を呼び込むための仕掛けです。

今回は、ＫＴＴプロジェクト協力の３回目の地域自治シンポジウムとなります。今回もコウミンカンマーケットを同日開催します。

６．登壇者：

コーディネーター・基調講演（問題提起）　関根 健一 氏

＊元水谷公民館地区公運審。ＫＴＴプロジェクト主宰者。過去 2 回の地域自治シンポジウムのコーディネーターを務めた。

パネリスト①　居場所サポーターズ CoCo いる　代表・本田 律さん

＊社会福祉法人みずほ愛育会理事、NPO 法人キーパーソン 21 副代表も務める。

パネリスト②　ミックスじゅーちゅ　代表・松尾 信悟さん

＊南畑公民館地区公運審。「しんごパパ」として子どもの遊び場作り、遊び場作りをしている人たちを支援する活動をしている。

パネリスト③　ＮＰＯ法人わくわくみらい応援団　代表理事　古川 惣一さん

＊ふじみ野市の元市Ｐ連会長。学習塾（進学塾クレア）を経営しながら、親父仲間とＮＰＯ法人を立ち上げ、子ども食堂（わくわく食堂）も運営。

７．特記事項：

コウミンカンマーケット　同日開催（10：00～13：00）

〈会　場〉 鶴瀬公民館　中庭　※休憩室：いきいき活動室

〈出品予定〉 コーヒー、花束、地元野菜を使ったお菓子、農作物

第九回 富士見 新春太鼓まつり

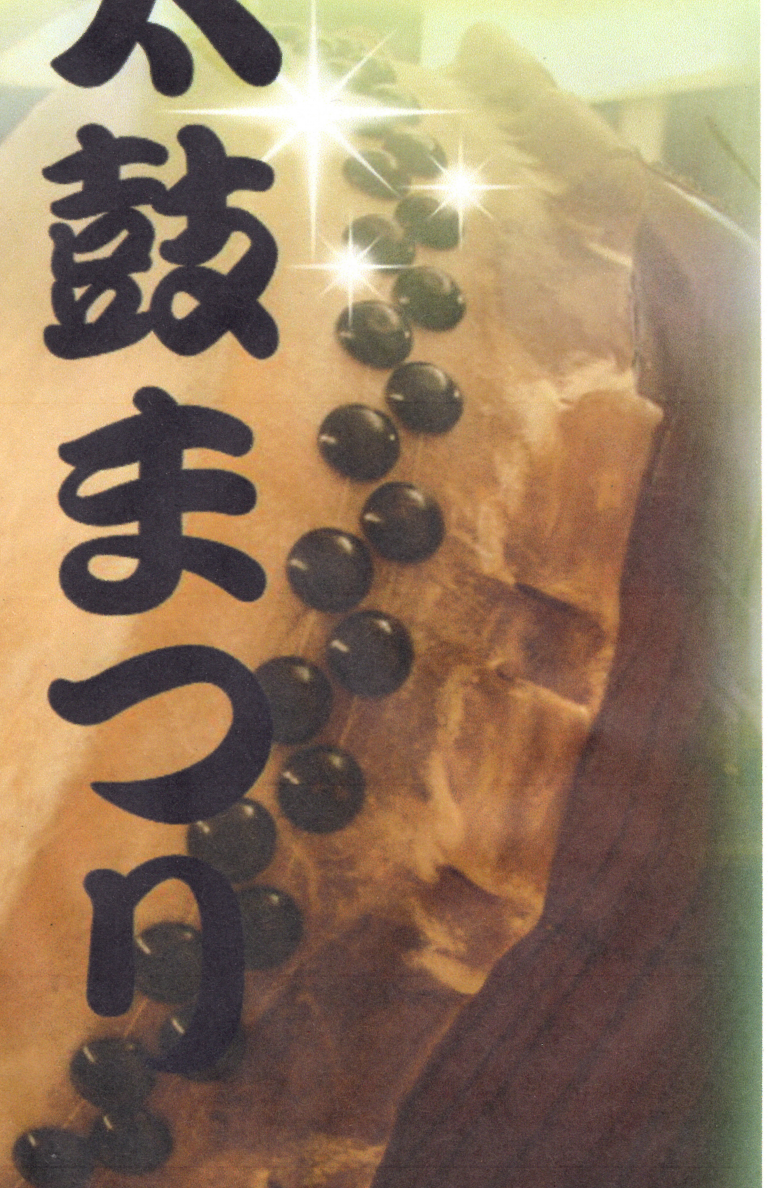

出演団体
《演奏順》

- かじ兵衛太鼓
- 和太鼓 月光
- 富士見太鼓の会

日時 令和四年 一月十六日（日）

開演 十三時・十五時の2回公演

各回先着120名 入れ替え制となります

場所 鶴瀬コミュニティセンター

入場無料

主催 新春太鼓まつり実行委員会

支援・問い合わせ
鶴瀬公民館 電話 049-251-1140

【演劇】南畑ふれあい劇場　第 24 作

チケレッツのリ

出演・脚本　南畑お月見一座

2022 2.5(土)

開演 ❶午前 11:00
❷午後 2:00

開場　開演の 30 分前（公演約 80 分）

会　場　南畑公民館　多目的ホール
埼玉県富士見市上南畑 306-1

チケット　無料
定　員　各公演：70 席
申込み　南畑公民館　窓口でチケット配布
2022.1/6(木)～　9:00～22:00

問合せ　049-251-5663　南畑公民館

アクセス　鶴瀬駅東口、ららぽーと富士見からバス有り

南畑公民館

入場無料

『テケレッツのパ』 あらすじ＆キャスト

洋服の仕立て屋が、店を構えようと大家さんの元へ行くと、難癖をつけられて断られてしまう。
困った仕立て屋が途方に暮れていると、死神が現れて、ある『職業』になれと言う。
そこで言われるがまま始めてみたところ、思いのほかその仕事が軌道に乗ってきた。

また、ある同窓会では、恩師から出されたオリンピックの問題に苦戦する旧友たち。
後日、旧友たちがうわさ話で盛り上がっていると、通りがかった男が藁をも掴む様子で尋ねてきて…。

シリアスな内容…かと思いきや、そこは南畑お月見一座。
観客のみなさまを、笑わさずにはいられません！

岸 信次　山口靖雄　谷澤五雄　清水洋子

秋元豊作　木村久志　白井 剛　秋元富美子　新井和美　大棹佐一　秋元節子　塩野邦夫　須藤 寛

新井 明　畠山あい　柳川武史　渋谷正和　柳下光雄　明石誠一（お休み）　加藤栄三　渋谷周作　荒川輝夫

・ウイルス感染防止対策のため、入場時の検温・手指の消毒・マスク着用のご協力をお願いします。
・客席扉等を開けて換気をしますので、防寒着をご持参ください

南畑ふれあい劇場って？

南畑(なんばた)ふれあい劇場は、地元劇団『南畑お月見一座』の新作劇初公演の場として毎年２月に開催しています。公民館で演劇を見る楽しさを味わい、あわせて劇を通して地域の課題や現状などをみんなで考えようという趣旨で始めた創作劇の公演です。
何と言っても素人による手作りの演劇が魅力で、失敗もありますが真面目さと滑稽さが会場に伝わって、今では地域の楽しみの一つとして定着しています。

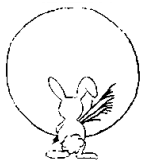

MAP ★南畑公民館　埼玉県富士見市上南畑 306-1

東武東上線
志木駅東口
東武バス乗車→「JA 南畑支店」下車 徒歩３分

鶴瀬駅東口
市内循環バスふれあい号乗車→「南畑公民館入口」
下車徒歩２分

ららぽーと富士見
東武バス乗車→「JA 南畑支店」徒歩３分
西武バス乗車→「富士見高校入口」徒歩３分
※鶴瀬駅～ららぽーと富士見までは、10 分おきにバスが出ています

※駐車場・路上における事故等につきましては、主催者側は一切の責任を負いません

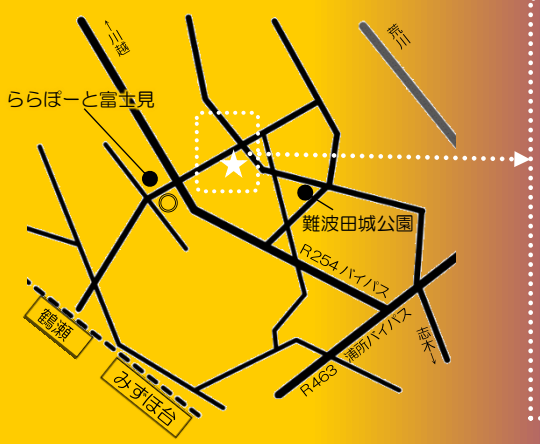

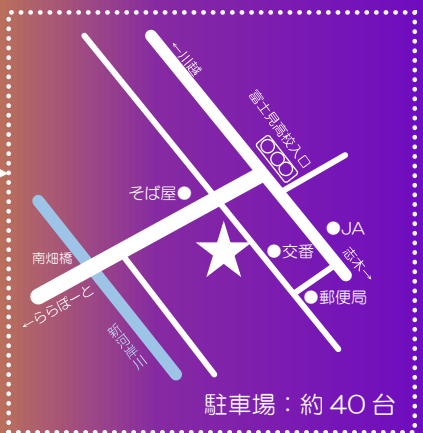

文化公演会

落語を楽しむ

上手い話にはワケがある。
巧い噺にはワザがある。

落語 桂小南（かつら こなん）

林家八楽（はやしやはちらく）

紙切り

落語 桂南漫（かつら なんまん）

2/19 土 2022

開演 ▮午後 1:30
開場 ▮30分前

会　場 ▮南畑公民館 多目的ホール
富士見市上南畑 306-1

木戸銭 ▮無料　定員 ▮70席
※状況に応じて変更有り

申込み ▮整理券 1/19(水)から配布
南畑公民館窓口にて 9:00～22:00
(平日土日祝日とも)

問合せ ▮049-251-5663(南畑公民館)
※平日 9:00～17:15

感染症対策を行いながら開催いたします。マスクの着用・手指消毒・入場時検温などのご協力をお願いいたします。

主催：　南畑公民館利用者の会　・　南畑公民館

南畑公民館